締約国に関する情報 ＺＷ	ジンバブエ	附属書　Ｂ１ ＺＷ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Zimbabwe Intellectual Property Office （ジンバブエ知的財産庁）
所在地	Century House East, 38 N. Mandela Avenue, Harare, Zimbabwe
郵便のあて名	P.O. Box CY 177, Causeway, Harare, Zimbabwe
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(263-4) 78 18 35, 77 55 44, 77 55 45, 77 55 46 fmaredza@yahoo.com な　し (263-4) 77 73 72
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する。ただし，ＤＨＬの配達サービスを条件とする。
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
ジンバブエの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＡＲＩＰＯ事務局，ＷＩＰＯ国際事務局 又はジンバブエ知的財産庁
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
ジンバブエが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：ジンバブエ知的財産庁 ＡＲＩＰＯ保護：ＡＲＩＰＯ事務局
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許，追加特許 ＡＲＩＰＯ：特許，実用新案（実用新案は，ＡＲＩＰＯ特許に代えて又はＡＲＩＰＯ特許に追加して加えて求めることができる）

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＺＷ	ジンバブエ（続き）	ＺＷ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するジンバブエの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
ジンバブエが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ジンバブエが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は命令の受領の日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	
ＡＲＩＰＯ特許については，附属書Ｂ２のアフリカ広域知的財産機関（ＡＰ）を参照		